公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７００号
横浜市神奈川区片倉２丁目58番１号　102号、旧住所横浜市鶴見区江ケ崎町８番17―305号
債務者　大山　　忍
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０５号
愛知県北名古屋市能田旭19番地　コーポ大和１―Ｂ
債務者　小川　　肇
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林川　政雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０号
大阪府和泉市松尾寺町435番地の３、前住所大阪府和泉市唐国町３丁目17番33号
債務者　上代千賀子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
兵庫県高砂市今市２丁目11番４号、従前の住所兵庫県高砂市竜山１丁目16番９号
債務者　神澤　栄二
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３２号
熊本県合志市幾久富1909番地634、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1440番地113ラシーヌ大刀洗弐番館202
債務者　村山　　清
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　敏史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３号
熊本県合志市幾久富1909番地634、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字鵜木1440番地113ラシーヌ大刀洗弐番館202
債務者　村山　範子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　敏史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
大阪市西成区鶴見橋３丁目１番35号
債務者　植田　美香
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　面谷　和範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９６号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番３―705号
債務者　れんげ美容室こと　沼澤記美子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３０号
大阪府八尾市高安町北４丁目106番地
債務者　石川　義展
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　真治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４０号
大阪府東大阪市若江北町１丁目14番21号　ソシア甲陽102号、前住所大阪府八尾市明美町２丁目３番７号
債務者　金井　大典
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福栄　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６９号
大阪市西区江戸堀１丁目20番１号
債務者　綾部　泰巳
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３８９号
大阪府大阪市生野区小路３丁目２番１号
債務者　山本美代子こと　林　美代子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６５号
堺市南区新檜尾台２丁２番５―207号
債務者　武田　洋之
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　浩晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
大分県日田市大字新治町十二町361番地コーポ栞103号
債務者　髙倉　宏之
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第１２号
大分県日田市大字庄手338番地１　さとう荘101号
債務者　髙倉　幹雄
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第１３号
大分県日田市大字庄手338番地１　さとう荘101号
債務者　髙倉八重子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　正憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
大分地方裁判所日田支部